

深谷市告示第 7 4 号

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

平成 2 4 年 3 月 3 0 日

深谷市長 小 島 進

時間の区分 区域の区分	昼間（午前 8 時から午後 7 時まで）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 7 時から午後 1 0 時まで）	夜間（午後 1 0 時から翌日の午前 6 時まで）
第一種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 5 デシベル
第二種区域	5 5 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第三種区域	6 5 デシベル	6 0 デシベル	5 0 デシベル
第四種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル	6 0 デシベル

備考

- 1 区域の区分は、次に定めるとおりとする。
- （１） 第一種区域 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
- （２） 第二種区域 次に掲げる区域をいう。
- ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種住居地域及び第二種住居地域
- イ 都市計画法第 5 条第 1 項に規定する都市計画区域のう

ち、同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定め
のない地域

ウ 都市計画区域外の区域

(3) 第三種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定
する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4) 第四種区域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定
する工業専用地域

2 第二種区域、第三種区域及び第四種区域のうち、次に掲げ
る施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における
規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から 5 デ
シベルを減じて得た値とする。

(1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規
定する学校

(2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第
1 項に規定する保育所

(3) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第
1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のう
ち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1
項に規定する図書館

(5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の
3 に規定する特別養護老人ホーム

(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供
の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7
項に規定する幼保連携型認定こども園

3 1 (2) イに規定する区域内における都市計画法第 29 条
第 1 項第 5 号、第 34 条第 6 号又は第 34 条の 2 第 1 項に規
定する開発行為（工業の用に供する目的で行うものに限
る。）に起因して、当該区域について第二種区域に係る規制

基準を適用することが適当でないと認められるに至ったときは、当該区域について適用すべき規制基準は、別に定めるものとする。